

第1号様式その3(第4条)

金沢 工場排ガス測定結果

令和2年4月7日

施設名 1 号炉

排ガス採取年月日 令和2年3月26日

排ガス採取位置 煙突

測定結果

			管理目標値	規制基準
ばいじん	(g/Nm <sup>3</sup> )	<0.001	0.01	0.04
塩化水素	(mg/Nm <sup>3</sup> )	14	-	42
	(ppm)	8.7	15	27
硫黄酸化物	(ppm)	2.5	15	319
窒素酸化物	(ppm)	17	30	50

※ 測定結果は12%O<sub>2</sub>換算値

規制基準 : ばいじん、塩化水素、窒素酸化物は、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」  
硫黄酸化物は、「大気汚染防止法」によるK値規制の濃度換算値

金沢 工場排ガス測定結果

令和 2 年 4 月 7 日

施設名 2 号炉

排ガス採取年月日 令和 2 年 3 月 27 日

排ガス採取位置 煙突

測定結果

			管理目標値	規制基準
ばいじん	(g/Nm <sup>3</sup> )	<0.001	0.01	0.04
塩化水素	(mg/Nm <sup>3</sup> )	7.7	-	42
	(ppm)	4.7	15	27
硫黄酸化物	(ppm)	<1.0	15	319
窒素酸化物	(ppm)	17	30	50

※ 測定結果は12%O<sub>2</sub>換算値

規制基準 : ばいじん、塩化水素、窒素酸化物は、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」  
硫黄酸化物は、「大気汚染防止法」によるK値規制の濃度換算値

第1号様式その3(第4条)

金沢 工場排ガス測定結果

令和2年2月21日

施設名 1 号炉

排ガス採取年月日 令和2年2月5日

排ガス採取位置 煙突

測定結果

			管理目標値	規制基準
ばいじん	(g/Nm <sup>3</sup> )	<0.001	0.01	0.04
塩化水素	(mg/Nm <sup>3</sup> )	9.3	-	42
	(ppm)	5.7	15	27
硫黄酸化物	(ppm)	1.7	15	319
窒素酸化物	(ppm)	18	30	50

※ 測定結果は12%O<sub>2</sub>換算値

規制基準 : ばいじん、塩化水素、窒素酸化物は、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」  
硫黄酸化物は、「大気汚染防止法」によるK値規制の濃度換算値

第1号様式その3(第4条)

金沢 工場排ガス測定結果

令和2年2月21日

施設名 3 号炉

排ガス採取年月日 令和2年2月6日

排ガス採取位置 煙突

測定結果

			管理目標値	規制基準
ばいじん	(g/Nm <sup>3</sup> )	<0.001	0.01	0.04
塩化水素	(mg/Nm <sup>3</sup> )	15	-	42
	(ppm)	9.4	15	27
硫黄酸化物	(ppm)	0.9	15	319
窒素酸化物	(ppm)	16	30	50

※ 測定結果は12%O<sub>2</sub>換算値

規制基準 : ばいじん、塩化水素、窒素酸化物は、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」  
硫黄酸化物は、「大気汚染防止法」によるK値規制の濃度換算値

第1号様式その3(第4条)

金沢 工場排ガス測定結果

令和2年1月7日

施設名 1 号炉

排ガス採取年月日 令和元年12月12日

排ガス採取位置 煙突

測定結果

			管理目標値	規制基準
ばいじん	(g/Nm <sup>3</sup> )	<0.001	0.01	0.04
塩化水素	(mg/Nm <sup>3</sup> )	7.2	-	42
	(ppm)	4.4	15	27
硫黄酸化物	(ppm)	2.9	15	319
窒素酸化物	(ppm)	17	30	50

※ 測定結果は12%O<sub>2</sub>換算値

規制基準 : ばいじん、塩化水素、窒素酸化物は、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」  
硫黄酸化物は、「大気汚染防止法」によるK値規制の濃度換算値

第1号様式その3(第4条)

金沢 工場排ガス測定結果

令和2年1月7日

施設名 3 号炉

排ガス採取年月日 令和元年12月13日

排ガス採取位置 煙突

測定結果

			管理目標値	規制基準
ばいじん	(g/Nm <sup>3</sup> )	<0.001	0.01	0.04
塩化水素	(mg/Nm <sup>3</sup> )	<5.0	-	42
	(ppm)	<3.0	15	27
硫黄酸化物	(ppm)	1.7	15	319
窒素酸化物	(ppm)	14	30	50

※ 測定結果は12%O<sub>2</sub>換算値

規制基準 : ばいじん、塩化水素、窒素酸化物は、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」  
硫黄酸化物は、「大気汚染防止法」によるK値規制の濃度換算値

第1号様式その3(第4条)

金沢 工場排ガス測定結果

令和元年11月12日

施設名 2 号炉

排ガス採取年月日 令和元年10月25日

排ガス採取位置 煙突

測定結果

			管理目標値	規制基準
ばいじん	(g/Nm <sup>3</sup> )	<0.001	0.01	0.04
塩化水素	(mg/Nm <sup>3</sup> )	8.3	-	42
	(ppm)	5.1	15	27
硫黄酸化物	(ppm)	<1.0	15	319
窒素酸化物	(ppm)	16	30	50

※ 測定結果は12%O<sub>2</sub>換算値

規制基準 : ばいじん、塩化水素、窒素酸化物は、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」  
硫黄酸化物は、「大気汚染防止法」によるK値規制の濃度換算値

第1号様式その3(第4条)

金沢 工場排ガス測定結果

令和元年11月12日

施設名 3号炉

排ガス採取年月日 令和元年10月24日

排ガス採取位置 煙突

測定結果

			管理目標値	規制基準
ばいじん	(g/Nm <sup>3</sup> )	<0.001	0.01	0.04
塩化水素	(mg/Nm <sup>3</sup> )	8.6	-	42
	(ppm)	5.3	15	27
硫黄酸化物	(ppm)	3.3	15	319
窒素酸化物	(ppm)	14	30	50

※ 測定結果は12%O<sub>2</sub>換算値

規制基準 : ばいじん、塩化水素、窒素酸化物は、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」  
硫黄酸化物は、「大気汚染防止法」によるK値規制の濃度換算値



第1号様式その3(第4条)

金沢 工場排ガス測定結果

令和元年10月17日

施設名 2号炉

排ガス採取年月日 令和元年9月26日

排ガス採取位置 煙突

測定結果

			管理目標値	規制基準
ばいじん	(g/Nm <sup>3</sup> )	<0.001	0.01	0.04
塩化水素	(mg/Nm <sup>3</sup> )	16	-	42
	(ppm)	10	15	27
硫黄酸化物	(ppm)	1.4	15	319
窒素酸化物	(ppm)	19	30	50

※ 測定結果は12%O<sub>2</sub>換算値

規制基準 : ばいじん、塩化水素、窒素酸化物は、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」  
硫黄酸化物は、「大気汚染防止法」によるK値規制の濃度換算値

第1号様式その3(第4条)

金沢 工場排ガス測定結果

令和元年10月17日

施設名 3号炉

排ガス採取年月日 令和元年9月25日

排ガス採取位置 煙突

測定結果

			管理目標値	規制基準
ばいじん	(g/Nm <sup>3</sup> )	<0.001	0.01	0.04
塩化水素	(mg/Nm <sup>3</sup> )	10	-	42
	(ppm)	6.4	15	27
硫黄酸化物	(ppm)	3.0	15	319
窒素酸化物	(ppm)	16	30	50

※ 測定結果は12%O<sub>2</sub>換算値

規制基準 : ばいじん、塩化水素、窒素酸化物は、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」  
硫黄酸化物は、「大気汚染防止法」によるK値規制の濃度換算値

第1号様式その3(第4条)

金沢 工場排ガス測定結果

令和 元年 9月 3日

施設名 2 号炉

排ガス採取年月日 令和 元年 8月 8日

排ガス採取位置 煙突

測定結果

			管理目標値	規制基準
ばいじん	(g/Nm <sup>3</sup> )	<0.001	0.01	0.04
塩化水素	(mg/Nm <sup>3</sup> )	7.0	-	42
	(ppm)	4.3	15	27
硫黄酸化物	(ppm)	1.3	15	319
窒素酸化物	(ppm)	18	30	50

※ 測定結果は12%O<sub>2</sub>換算値

規制基準 : ばいじん、塩化水素、窒素酸化物は、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」  
硫黄酸化物は、「大気汚染防止法」によるK値規制の濃度換算値

第1号様式その3(第4条)

金沢 工場排ガス測定結果

令和 元年 9月 3日

施設名 3 号炉

排ガス採取年月日 令和 元年 8月 7日

排ガス採取位置 煙突

測定結果

			管理目標値	規制基準
ばいじん	(g/Nm <sup>3</sup> )	<0.001	0.01	0.04
塩化水素	(mg/Nm <sup>3</sup> )	10	-	42
	(ppm)	6.3	15	27
硫黄酸化物	(ppm)	3.5	15	319
窒素酸化物	(ppm)	19	30	50

※ 測定結果は12%O<sub>2</sub>換算値

規制基準 : ばいじん、塩化水素、窒素酸化物は、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」  
硫黄酸化物は、「大気汚染防止法」によるK値規制の濃度換算値

第1号様式その3(第4条)

金沢 工場排ガス測定結果

令和 元年 8月 5日

施設名 1 号炉

排ガス採取年月日 令和元年7月3日

排ガス採取位置 煙突

測定結果

			管理目標値	規制基準
ばいじん	(g/Nm <sup>3</sup> )	<0.001	0.01	0.04
塩化水素	(mg/Nm <sup>3</sup> )	<5.0	-	42
	(ppm)	<3.0	15	27
硫黄酸化物	(ppm)	<1.0	15	319
窒素酸化物	(ppm)	15	30	50

※ 測定結果は12%O<sub>2</sub>換算値

規制基準 : ばいじん、塩化水素、窒素酸化物は、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」  
硫黄酸化物は、「大気汚染防止法」によるK値規制の濃度換算値

第1号様式その3(第4条)

金沢 工場排ガス測定結果

令和 元年 8月 5日

施設名 2 号炉

排ガス採取年月日 令和元年7月4日

排ガス採取位置 煙突

測定結果

			管理目標値	規制基準
ばいじん	(g/Nm <sup>3</sup> )	<0.001	0.01	0.04
塩化水素	(mg/Nm <sup>3</sup> )	7.8	-	42
	(ppm)	4.8	15	27
硫黄酸化物	(ppm)	1.7	15	319
窒素酸化物	(ppm)	18	30	50

※ 測定結果は12%O<sub>2</sub>換算値

規制基準 : ばいじん、塩化水素、窒素酸化物は、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」  
硫黄酸化物は、「大気汚染防止法」によるK値規制の濃度換算値

金沢 工場排ガス測定結果

令和 元年 5月 31日

施設名 1 号炉

排ガス採取年月日 令和 元年 5月 22日

排ガス採取位置 煙突

測定結果

			管理目標値	規制基準
ばいじん	(g/Nm <sup>3</sup> )	<0.001	0.01	0.04
塩化水素	(mg/Nm <sup>3</sup> )	8.1	-	42
	(ppm)	5.0	15	26
硫黄酸化物	(ppm)	3.2	15	319
窒素酸化物	(ppm)	9.9	30	50

※ 測定結果は12%O<sub>2</sub>換算値

規制基準 : ばいじん、塩化水素、窒素酸化物は、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」  
 硫黄酸化物は、「大気汚染防止法」によるK値規制の濃度換算値

第1号様式その3(第4条)

金沢 工場排ガス測定結果

令和 元年 5月 31日

施設名 2 号炉

排ガス採取年月日 令和 元年 5月 23日

排ガス採取位置 煙突

測定結果

			管理目標値	規制基準
ばいじん	(g/Nm <sup>3</sup> )	<0.001	0.01	0.04
塩化水素	(mg/Nm <sup>3</sup> )	14	-	42
	(ppm)	8.6	15	26
硫黄酸化物	(ppm)	4.1	15	319
窒素酸化物	(ppm)	18	30	50

※ 測定結果は12%O<sub>2</sub>換算値

規制基準 : ばいじん、塩化水素、窒素酸化物は、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」  
硫黄酸化物は、「大気汚染防止法」によるK値規制の濃度換算値